

野外博物館 北海道開拓の村 むらびと登録制度

北海道開拓の村 むらびと募集

～開拓の村に住民登録し、村民（むらびと）になりませんか～

開拓の村を“私の村”として、52棟ある歴史的建造物を“私の家”として、野外博物館

北海道開拓の村に住民登録しませんか？

先人たちが残してくれた私たち道民の財産である歴史的建造物を未来に伝えるとともに、

博物館をコミュニティーや地域づくりの場として、「むらびと」となり、新たな開拓の村、そしてミュージアムを一緒に作り上げていきませんか？



むらびと 登録手数料・・・500円(中学生以下は無料)

むらびと登録期間・・・申込受付時から一年間有効

詳しい内容、登録方法については、次ページ以降をご覧ください。

一般財団法人北海道歴史文化財団

〇むらびと登録ができる北海道開拓の村の建造物

《建造物名の次にある[]内は、旧所在地、建築年代を表します》

①漁村群グループ

旧青山家漁家住宅（廊下含む）[小樽市、大正8年等]、
旧秋山家漁家住宅[羽幌町、大正9年]、旧土谷家はねだし[熊石町、明治20年頃]

②農村群グループ

旧ソーケシュオマベツ駅逓所[喜茂別町、明治40年頃]、旧岩間家農家住宅[伊達市、明治15年]、
旧納内屯田兵屋[深川市、明治28年]、旧樋口家農家住宅[札幌市、明治30年]、旧信濃神社[札幌市、明治30年]、
旧小川家酪農畜舎[札幌市、大正後期]、旧菊田家農家住宅[江別市、明治26年頃]、
旧田村家北誠館蚕種製造所[浦臼町、明治38年]、旧農商務省滝川種羊場機械庫[滝川市、大正10年]、
開拓小屋[再現建造物]、旧若狭家たたみ倉[上ノ国町、江戸時代末期]、旧河西家米倉[札幌市、明治30年頃]、
旧山本消防組番屋[札幌市、大正後期]、旧山田家養蚕板倉[札幌市、明治14年頃]

③山村群グループ

森林鉄道機関庫[大正後期]、炭焼小屋[大正後期]、旧平造材部飯場[下川町、大正後期]

④市街地群・商店街グループ

旧来正旅館[旭川市、大正8年]、旧三マス河本そば屋[小樽市、明治42年頃]、旧近藤医院[古平町、大正9年]、
旧武井商店酒造部[泊村、明治19年]、旧近藤染舗[旭川市、大正2年]、旧渡辺商店[中頓別町、大正前期]、
旧山本理髪店[札幌市、大正後期]、旧武岡商店[静内町、明治31年]、旧広瀬写真館[岩見沢市、大正13年]

⑤市街地群・官庁街グループ

旧浦河支庁庁舎[浦河町、大正8年]、旧小樽新聞社[小樽市、明治42年]、旧開拓使工業局庁舎[札幌市、明治10年]、
旧開拓使札幌本庁舎[札幌市、明治6年]、旧札幌警察署南一条巡查派出所[札幌市、明治44年]、
旧島歌郵便局[瀬棚町、明治35年]、旧龍雲寺[札幌市、明治26年]、旧浦河公会会堂[浦河町、明治27年]、
旧札幌停車場[札幌市、明治41年]

⑥市街地群・住宅街グループ

旧手宮駅長官舎[小樽市、明治17年]、旧開拓使爾志通洋造家[札幌市、明治11年]、
旧福士家住宅[札幌市、明治時代]、旧松橋家住宅[札幌市、明治30年]、旧有島家住宅[札幌市、明治37年]

⑦市街地群・学校街グループ

旧北海中学校[札幌市、明治42年]、旧札幌農学校寄宿舎（恵迪寮）[札幌市、明治36年]、
旧札幌師範学校武道場[札幌市、昭和4年]

⑧市街地群・職人街グループ

旧大石三省堂支店[帯広市、明治40年]、旧藤原車機製作所[妹背牛町、昭和36年]、
旧本庄鉄工場[石狩市、明治30年頃]、旧札幌拓殖倉庫[札幌市、明治40年]、旧太田装蹄所[札幌市、大正前期]

○むらびと登録制度とは . . .

私たちスタッフと皆さんと協働で、開拓の村の建造物などを活用した事業を実施したり、建造物の保存活動や北海道の郷土学習や生涯学習を行う事業です。

開拓の村の歴史的建造物を活かして事業を企画し実施したい、建物の保存活動に参加したい、北海道の歴史を学びたい、仲間と学習したい、などなど開拓の村の「むらびと」となって、一緒に村づくりしませんか。

具体的な活動内容は、建造物に登録された方々同士『家族』と話しあった上で決まります。ほんの一例を挙げますと、登録した建物の清掃活動、バックヤードツアー、登録者対象の歴史学習会。そして建物ごとでは、旧浦河公会会堂で礼拝、旧渡辺商店で昔の雑貨販売、旧来正旅館で宿泊体験、旧北海中学校で昔の授業再現 . . . など、開拓の村には52棟の建造物がありますので、その活用方法や活動は無量大に広がります。

開拓の村の住民＝『村民：むらびと』となって、登録された方同士で仲間作り（家族会議）をし、開拓の村をあたかも本当の村のように、皆さんと一緒に村づくりを行いますか。

○住民登録すると . . .

村民票

- ・登録した建造物の写真が入った村民カードを発行
- ・住民票として開拓の村オリジナル村民票を送付します（後日郵送）

村民名刺

- ・住民になった証として、村民名刺10枚をお渡しします（後日郵送）

イベント

- ・登録された方々（むらびと）に集まっていただき、家族会議を開き、実施したいイベントを企画から実施まで、私たちスタッフと一緒に築いていきます
- ・むらびと限定の学習会やイベントなどの参加優待も有

村民割

- ・登録された方を含む5名まで割引料金で入場（通年）
（一般：800円→『700円』 高校生・大学生：700円→『600円』）
- ・開拓の村食堂の一部メニューを特別割引（通年、本人含む2名まで）
※いずれも村民カードの提示が必要です

村民だより

- ・季節ごとの村のイベントや様子をお便りにして、年4回皆様のお手元に送付

以上のような活動や、特典が受けられます。

○住民登録の方法

来村の際、開拓の村発券所窓口にてむらびと登録希望とお伝えください

専用申込用紙に必要事項をご記入・ご提出のうえ、
登録手数料500円をお支払いください（中学生以下は無料）

その場で【むらびと登録】し、開拓の村の村民カードをお渡します。
後日、村民の証として、村民票をお送りします。

その時点から、あなたはむらびとです！

○むらびと登録制度に関連するお知らせ

- ① 当事業にお申し込みいただいた際の個人情報は、一般財団法人北海道歴史文化財団個人情報保護規定に則り、厳重に管理いたします。また情報は、皆様への村民だより発送時のみ使用いたします
- ② 中学生以下でむらびと登録される方は、登録手数料は無料ですが、受けられるサービスは一般の方と同様です。（登録時に、保護者の承認が必要です）
- ③ 当事業は、現在発行している年間パス【村民パスポート】とは、異なる商品です。
- ④ 当事業において受けられる特典は、事情により変更する場合があります。（変更する際は、村民だより等でお伝えします）
- ⑤ 登録手数料は、村民だより発送、住民票、その他事業に係る経費に使用いたします。
- ⑥ むらびと登録有効期間中に辞退される場合は、お支払いいただいた登録手数料は払い戻しできません。
- ⑦ むらびと登録に伴い発行される村民票は、他機関等では無効です。開拓の村内のみサービスの提供となります。

ご連絡・お問い合わせ先

一般財団法人北海道歴史文化財団 むらびと登録制度 係

〒004-0006 札幌市厚別区厚別町小野幌50-1

TEL) 011-898-2692 FAX) 011-898-2694

メール) info@kaitaku.or.jp HP) <http://www.kaitaku.or.jp>

テレフォンサービス) 011-898-1000

野外博物館 北海道開拓の村 むらびと登録申込用紙

登録日： 年 月 日

登録No.:

フリガナ ご氏名	年齢 才	性別 男・女 生年月日 年 月 日
登録者が中学生以下の方は、保護者名を 右空欄に保護者本人でお書き下さい。		
フリガナ ご住所 〒		
電話 () -	ファックス () -	
村民登録建造物		
グループ	建造物名	

皆様のご意見・ご要望を村民の声として、村づくりにいきます。アンケートにご協力ください。

1、「むらびと」になって、開拓の村でどんなことをやってみたいですか。

2、あなたの趣味や特技などがありましたらお書き下さい。

3、むらびと登録制度や野外博物館北海道開拓の村に期待することはありますか。

4、何かございましたら、ご自由にお書き下さい。